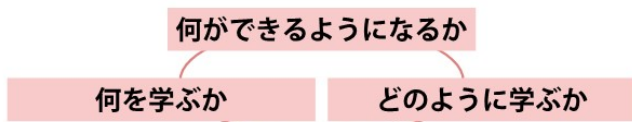


# 新学習指導要領とICT活用

## (1) 新学習指導要領の概要

これまでの学習指導要領は、「何を学ぶか」が中心に記述されていましたが、新学習指導要領では、「何を学ぶか」に加えて「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」ということも記述されています（図表1-1）。

「どのように学ぶか」にはICTの活用も含まれており、新学習指導要領では、「視聴覚教材、コンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、生徒の興味、関心をより高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図るようにすること」といった表現が随所に記述されています。新学習指導要領の内容を詳しく解説した各教科の「学習指導要領解説」には、ICTの具体的な活用例も掲載されています。



図表 1-1 新学習指導要領の構成

## (2) 何ができるようになるか

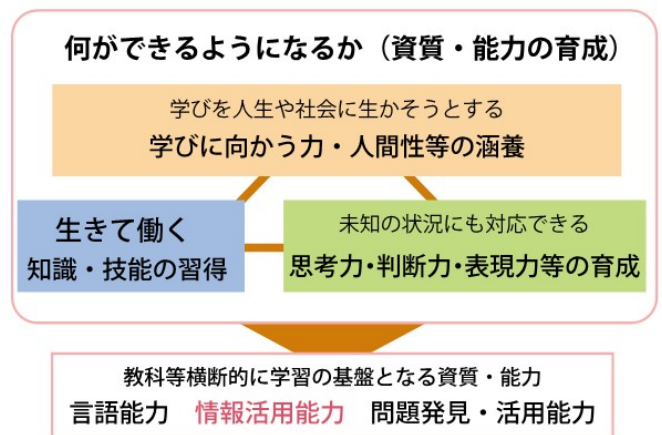
各教科で育成すべき資質・能力については、図表1-2に示すように、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱に沿って再整理されています。

知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等の育成が必要だということは、今回の新学習指導要領で新たに出てきたことではなく、現行の学習指導要領にも既に記載されていることです。また、平成19年に追加された学校教育法・第30条2項にも以下のような記述があります。

「……、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に注意を用いなければならない。」したがって、全く新しいことを教えなければならないと考える必要はありませんが、これまで以上に意識して指導していく必要があります。

「学びに向かう力・人間性の涵養（かんよう）」とは、能力の育成というよりは、主体的に学習に取り組む態度や人間関係を自主的に形成する態度など、児童生徒の情意や態度の育成に関わるものです。

また、新学習指導要領には、「言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等は、教科横断的な学習の基盤となる資質・能力である」という趣旨のことが述べられています（図表1-2）。このうち、ICT活用と関わり合いの深い「情報活用能力」について学習指導要領解説では、「世の中のさまざまな事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と定義されています。



図表 1-2 資質・能力の育成

## (3) どのように学ぶか

どのように学ぶかについては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善が必要だと言われています。学習指導要領総則編では、それぞれ図表1-3に示すような学びだと説明されています。このような学びについても、適切な指導のもと、ICTを活用しながら実践していくことができます。

図表 1-3 主体的・対話的で深い学び

主体的な学び	学ぶことに興味や関心を持つ 見通しを持って粘り強く取り組む 自己の学習活動を振り返って次につなげる
対話的な学び	子供同士の協働を行う 教職員や地域の人と対話する 先哲の考え方を手掛かりに考える
深い学び	知識を相互に関連つけてより深く理解する 情報を精査して考えを形成する 問題を見いだして解決策を考える 思いや考えを基に創造する

#### (4) 社会に開かれた教育課程

これは、「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる」という考え方に基づくものです。児童生徒が社会に出て求められる資質・能力は何かということを考えながら、ICT活用能力も考えていく必要があります。